

二本松会場(二本松市文化センター 大ホール)  
10月23日(火)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	航空機による空間線量の計測結果を信用できない。詳細な放射線量の計測をお願いする。	内閣府	<p>航空機モニタリングと個々に計った線量でございますが、これは仰る通りでございます、皆様方が個々でお持ちの線量計で、周辺環境を計りますと、場所によってかなり線量のバラつきがございます。これは事実です。例えば、雨どいの下だとか植え込みであるとかそういう所は、放射性セシウムが凝縮しやすい所がありますので、こういうところの線量が高いと言うのは一般に知られております。</p> <p>今回、区域の見直しを行う際に、どのような構想で線量を把握すべきかということは、先ほどご説明を申し上げた通りですけれども、もちろん個々に計っていくこともやろうと思えば出来るのですが、それをやっちゃいますと同じ家の中でも相当に線量が違う。あるいは、お隣さん同士、集落の中、区域の中でも全く線量が異なってしまうということが往々にして起きてしまうということがございます。</p> <p>区域を分ける平均的にどの程度のレベルかということ把握をした上で区域を分けていくとという観点からは、個々に一つ一つというよりは、その区域ごとの平均的な線量が本当にどの程度なのかということ先ず把握して、それに基づいて区域の見直しを行っていくことが、適切であろうと考えた次第であります。</p>
2	土壌の放射線量の測定もお願いする。土壌の放射性物質に関する国の考え方を聞きたい。	内閣府	<p>土壌の汚染状況でございますが、これも重要な課題でございます、仰る通りでございます。正に土壌に付着をしているセシウム等の放射性物質からガンマー線等の放射線が放散をされて、これがいわゆる空間線量として測定されるわけでございます。</p> <p>土壌の中の放射性物質につきましては文部科学省が中心となりまして、土壌のモニタリング調査というものをしっかりと定期的に行っております。また、その結果もホームページ上に公開されておりますので、今後ともそのような調査も充実させて参りたいと考えております。</p>
		環境省	<p>除染の計画なんですけれども長期的な目標として、1mSV以下となることを謳っております、長期的というのがいつまでなのか、5年かかるのか10年かかるのか、何年かかるのかといったところは、はっきり明言しておりません。</p> <p>今回の除染の計画につきましては、平成24年、平成25年の2年間に、先ずは皆様の住宅、それから農地、その他周辺の森林につきまして、1回除染をするという方針となっております。</p> <p>その結果に基づきまして、平成26年以降に、もう一度除染をするのか、何か違う方法があるのか、そういったことを検討するといったことになっておりまして、今すぐに1mSV以下になるまで、何回も何回も除染するといったことは、謳っておりません。</p> <p>一回除染するというのは、平成24,25で面的に非常に広い範囲での除染ということですので、その間に関しましては一回というご説明であります。</p> <p>国の方としましては、長期的な目標としまして、はっきりと責任を持って除染に取り組んでいくと謳っております。</p>

3	除染により年間1mSV以下にすることは、現実的に可能なのか。	復興庁	<p>復興庁の方では、これから5年後10年後それぞれの地域において放射線量がどのように推移していくのかということ、この4月に出させて頂いております。それは除染の効果が含まれておりませんが、放射性物質、セシウムにおいては半減期2年のものと30年のものが混じっております。時間の推移とともに減っていくところもございます。ですからこの放射線量の分布がそのままであるということは無くて、時間の経過とともに減っていくこととございますが、これを一層加速させるために除染ということで、国としても予算をかけて直轄でやらせて頂いているところでございます。</p> <p>それを見ますと、地域によっては、これから5年先10年先どうなるかという見通しもあるのですが、今答えに危惧しているのは、除染の効果が、一体何パーセント減るのかといったところが、正直やってみないと分からないというところがありまして、平成24年度25年度の結果を見まして、その上で同じことを繰り返しても減らないかもしれないし、もう少しやり方を改善すれば出来るかもしれない。それについて、同じやり方を2回3回と繰り返すわけではないんですけど、更に効果的に下げる方法を見出していきたいといったところでございます。</p> <p>ですから、今何年で帰れるか言ってみると言われても答えられないのですが、私達は自然減衰よりも早いペースで皆さんに帰って頂ける環境をつくと、こういうふうなふうに復興庁で考えておまして、そういったことで、環境省や区域見直しの内閣府とも相談をしながら出来るだけ早く皆さんにお帰り頂ける環境を、何年後ならば待てるのか待てないのかということも、早くお示したいと考えております。それが今お示し出来ないことが誠に申し訳ないですけども、何卒、もう少しクリアな見通しを出せるように努力致しますので、お待ち頂けないかと思っております。誠に申し訳ありません。</p> <p>何年で帰れるのか帰れないかという見通しを出来るだけはっきり示させて頂いて、その上で皆さんにそれぞれの生活再建をご判断頂けるように、そして町の方でも立派な復興計画をおつくり頂いておりますので、これを出来るだけ早く実現できるように、我々としても取り組んでいきたいと思っております。</p>
4	航空機で測定されは空間線量を基にした除染では、ホットスポットが残ってしまうのではないかと。きめ細やかな除染を望む。	内閣府	<p>確かに個別に計って参りますと、ホットスポット等がいくつか残るのではないかと、というご指摘はごもっともだと思います。</p> <p>いかに航空機モニタリング、それからその他のモニタリングを含めてしっかりと制度を上げていくというようなことが非常に重要だと考えております。</p> <p>航空機モニタリングにおきましても、ヨウ化ナトリウムシンチレータという空間線量を精密に計る機械を用いまして、尚且つ事前に地上の標準的な線源と上空から計った線源をしっかりと突き合わせをしまして、相関関係をしっかりと分析した上で、出来るだけ正確な値を計測するように努めているところであります。</p> <p>ホットスポットが局所的に残ってしまうことにつきましては、その箇所を除染をする際に、しっかりと1軒1軒除染をさせて頂く前に個別に計測させて頂いて、何処を除染して欲しいのかということ伺った上で、重点的にしっかりと除染を行っていくという対応を取ってまいりますので、よろしくお願い致します。</p>

5	賠償は加害者が決めていいものではないはず。	資源エネルギー庁	<p>加害者が賠償基準を作るのはどうか、というご指摘はもっともだと思います。今回ご説明させて頂いた東京電力の賠償基準でございますが、あくまで東京電力から提示された基準でございます。これは東京電力がこれであれば、簡易な請求でもってお支払いができるという形でお示したものでございます。従いまして、必ずしもこの賠償にご満足いただけない場合については、別の手段もあり得るということでございます。</p> <p>ご説明させて頂いた新しい賠償基準についての資料3頁目の赤い枠に書いてあるかと思いません。新しい賠償基準は、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針を踏まえまして、国の指導のもとで東京電力が定めたものでございます。内容に納得できない場合につきましては、和解、仲介手続き、訴訟等による解決も出来るということでございまして、あくまで東京電力の基準というのは、迅速に賠償を進めていくための東京電力からの提案でございますので、これにご納得いただけない場合には、ADR、和解仲介手続き、これは当然国が第三者機関として中立的な立場から判断するものでございますけれども、そういったところを通じての賠償請求も可能という形のものでございます。</p>
6	1人当たり月10万円の精神的賠償では足りない。避難生活の苦痛はこの程度ではない。	資源エネルギー庁	<p>精神的損害の10万円のところにつきましては、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針のなかで定められたものでございます。この精神的賠償の中に含まれていない精神的苦痛もあるのではないかと、というふうなご指摘も、町の方からも頂いておるところでございます。</p> <p>この通常の避難における精神的苦痛の賠償につきましては、ある程度長期にお支払させて頂くという観点から、原子力損害賠償紛争審査会の方で10万円と定められたと聞いてございます。先ほどご指摘のあった、交通事故の30数万円とかは時期がたてば、だんだんと精神的損害としては減ってしまうような基準だと伺っておりますので、今回の原子力損害と致しましては、影響が長期に残るということで長期にお支払出来る10万円という数値を原子力損害賠償紛争審査会の方で定められたということでございます。但し先ほどご説明させて頂いたように、今お支払している精神的損害に含まれない苦痛については、町の方からもご指摘頂いておりますので、その取扱いについては、今後とも我々としても検討して参りたいと考えてございます。</p>
7	精神的損害賠償は、10万円のうちは何パーセントか。生活費が含まれているのではないかと。また、精神的賠償額は日を追うごとに増加するのではないかと。	資源エネルギー庁	<p>10万円のうち生活費の増加分が含まれているというのはご指摘の通りでございます。ただ、この中の何パーセント分が生活費の増加分で、何パーセント分が精神的損害分かというのは、現時点でははっきりした内訳があるわけではございません。しかし、生活費の増加分の中でも非常に経費が掛かるような家電の購入でありますとか、生活の為に購入したものに關しては、精神的賠償とは別に賠償させて頂くという形で東電の方から示させて頂いているところでございます。</p> <p>原子力損害の精神的損害が日を追うごとに大きくなるというご指摘は、もちろん地元の方からも頂いていることは認識しております。今後、皆様の避難生活が長期に渡っていった場合の精神的苦痛につきまして、どんな形で対応させて頂くのかというのは我々としても課題として認識しておりますのでそれにつきましては今後とも地域の市町村とご相談していきたいと考えてございます。</p>
8	財物の賠償について、3. 11以降に亡くなった家族がいます。3. 11に生存していた方を基準として賠償されるのか。	資源エネルギー庁	<p>3月11日、事故発生当時にご生存されていたということであれば、家財の賠償でありますとか、そういったものについては、基本的には3月11日時点の生存されていた人数を家族構成として含んで賠償させていただくという形になると考えてございます。</p>

9	迂回して一時帰宅するために、時間と費用の負担が大きい。114号線を一時帰宅のために使えるようにできないか。そのために道路の除染を先行して欲しい。	内閣府	<p>現在、浪江町は警戒区域が設定されているということで、6号線を通る、あるいは114号線を通るということは認められないという運用になっております。これは、できるだけ早く、この区域の見直しを行って、警戒区域を外すことで、通過交通を認めていくという形にできればと考えておまして、町の方ともしっかりと協議を行っております。</p> <p>一方で、浪江だけが警戒区域を解除致しましても、南の双葉、大熊、富岡に引き続き警戒が設定されたままですと、ここを通ることがすぐにはできません。通過交通につきまして通過させて欲しいというご要望がかなり大きいことも事実でございます。</p> <p>現在、関係市町村とどのような形であればそれが可能になるのか、という話し合いを始めた所があります。引き続き、この進捗状況につきましても機会を捉えてご報告申し上げて参りたいと考えております。</p>
10	東京電力に賠償する気がないなら、国の責任で賠償するのではないか。	資源エネルギー庁	<p>東京で仕事をしている時、こちらでご説明をしている時も東京電力の事を代弁しているつもりは全くございません。国としてやるべき事をやり、東京電力に対しても、厳しく話をさせて頂いております。</p> <p>国が賠償をすべきというご指摘がございました。これにつきましては、原子力損害の賠償について原子力損害賠償法という法律がありまして、その中で原因者がその無限責任を負うという形になっております。</p> <p>ただ、国として東電に賠償金を払わせて、あとは頼かむりをしているかといえばそうではなく、東京電力が賠償金を支払うことなく、例えばつぶれるようなことがあつては、被害者の皆様を救済することができないという観点から原賠機構という中で国の税金を東京電力の方に支援する形で、きちんとした賠償金が支払われるように、国としても支援をしているというところでございます。</p>
11	賠償金に対して税金を課するということはあるのか。	資源エネルギー庁	<p>今回、この場に国税庁ですとか財務省が来ておりませんので、責任ある回答がどこまでできるかが難しいところではありますが、その点の調整につきましては、我々と財務省の間でも検討させて頂いております。所得税に関する税金に関しましては、先ほどの財物賠償には課税しないと考えております。国税庁のホームページを見て頂きますと載っておりますが、基本的には皆様が事故前から本来収入として得られていたものに関する賠償金以外は非課税であるという整理になっていると認識しております。</p> <p>従いまして、営業損害、就労不能損害につきましては、従来から皆様、収入を得て税金をお支払されておりましたので、その部分については税金が掛かって参りますが、それ以外の家財の賠償や財物の賠償については課税されないと認識しております。これについては、東電の請求受付が開始される頃におそらく国税庁の方から正式に発表されるかと考えています。</p>
12	今回の原発事故の責任は、どこにあるのか。	馬場町長	<p>私たちは被害者なんです。</p> <p>加害者が襟を正して、我々の生活を十二分に戻してもらいたい。そういう立場で、私は国に、東京電力に、物を申しております。</p> <p>先ほどの114号線と6号線だつて何ですか。私は最初から遮蔽化してくれと言つてんですよ。それを何んにも考えていない。</p> <p>だから、私はTVにもよく出ます。発信しますよ、みなさんの気持ちを。</p> <p>本当に、今、我々の町民の生活が崩壊されてしまったんです。その責任者なんです、私は。国、東京電力にさらに強く要請して参りますので、皆様方のご支援、ご指導をよろしく願ひいたします。</p>

13	原発事故は、東電だけの責任ではなく、原発を推進してきた国・政府の責任でもあるのではないか。	資源エネルギー庁	<p>先ほど私の方から、東京電力の方に責任がとの話しましたが、これはあくまで、賠償の支払うという観点だけの話でございます。</p> <p>今回、原子力事故を起こしたことにつきまして、原子力政策を進めてきた国としての責任は当然のことながらあると考えてございます。</p> <p>私は賠償担当でございますけれども、賠償だけでなく、浪江町の地域復興の支援につきましては、国として、復興支援策を含めて、サポートしていく形でバックアップしていくということで対処していきます。</p>
		復興庁	<p>損害賠償につきましては、資源エネルギー庁、経済産業省が担当しておりますが、原発事故からの復興ということは、ご指摘のとおり国の責任でございます。町外コミュニティの整備、復興住宅の建設ですとか、賠償でどうしてもカバーしきれないところの生活再建を、皆様がされていた事業、お仕事を再開しやすくするとか、全てに国が責任を持たなくてはならないと考えております。</p> <p>賠償のところにつきましては、東電さんの事業者としての責任もございます。ただそれだけではなく、国としてもこうあるべきでないかということ、ご意見申し上げているところで、それでもどうしてもカバーできないところは国の責任。</p> <p>原発をエネルギー政策を推進してきたのは、経済産業省となっておりますが、復興にあたっては、国土交通省、農林水産省、文部科学省、厚生労働省、政府のありとあらゆる部門が責任をもって対処するというので、その束ねとして、復興庁という組織が今年2月からできました。</p> <p>私は、平野大臣のもと、金子政務官のもと、指示を受けて仕事をさせて頂いておりますけれども、その政府の皆様にもこうあるべきでないかと進言する、あるいは、プランを作って提案する立場でございますので、今日頂いたご意見、皆さんが思っておられる国の責任ということについて、非常に厳しい指摘があったことは報告し、これからの仕事の糧とか原点ににさせて頂きたいと考えております。</p> <p>原発事故全体については、国が責任を持っているというのは、逃れられない、疑いのない事実だと考えております。</p>
14	浪江町の避難解除の見込み時期は浪江町全域、事故から6年後となっている。不動産の賠償は町全域で全損扱いとなるのか。	内閣府	<p>財物の賠償につきましては、避難指示解除時期に応じて、お支払させて頂くということでございます。</p> <p>解除見込み時期につきましては解除時期と同様に、今後のインフラ復旧の状況、あるいは生活環境の整備の状況等を一つひとつ積み上げ、国と町とでしっかりと議論をして参ります。</p>
		馬場町長	<p>国としてはこういう見解なんですよ。(避難指示解除時期は、議論していくということ。)私共は生活できないんですよ。一時帰宅しても上下水道は壊れている、医療機関もない、福祉サービス機関もない、食べる物もないんですよ。どうしても、これから復旧・復興には5年、6年掛かるんですよ。それを分らないんですよ。この人達は。</p> <p>よって、これは今、お正しの通り、私は5年間、6年間の中の全損扱いの賠償をやって行かなくてはならないと考えます。</p>
		復興庁	<p>解除の見込み時期につきましては、町のご意見、復興計画について十分、私共も認知・承知しておりまして、今後、内容を私共と調整させて頂いた上で然るべき着地点と言いますか、両者が納得できる形で決着していきたいと思っております。</p>

15	復興住宅はいまどのようになっていますか。	復興庁	<p>福島復興再生特別措置法が3月にできました。これは、地震・津波の被害でお家を無くされた方と同じように、原発事故で長期に渡る避難生活を余儀なくされる皆様のために、地震・津波被害者と同じように復興住宅を作る仕組みを設けております。現在、元の土地にはお住まい頂けないわけですから、例えば避難先であるいわき市、郡山市、二本松市、南相馬市、こういった所で、皆さん仮設住宅で、非常に大変な、窮屈なおもいをされていると思います。申し訳ございません。</p> <p>そこで町外コミュニティという話もございますが、方針を立てて整備していくにはなかなか時間が掛かる話でございます。まず、先行的に復興住宅、これは県営住宅になるということで、県、受け入れて頂く自治体とも、調整を急がなくてはなりません。復興住宅の用地確保、設計のための予算も県の方で確保して頂いておりますし、それに対して国も全面的に財政のバックアップをして参ります。</p> <p>そういったことで、今年度、あるいは来年度の早い段階で復興住宅の目処を立てて、一日も早く、仮設住宅からお移り頂けるように、急いで進めたいと考えております。</p> <p>復興住宅についての必要な政策、予算は用意されております。具体的にどこに造れば良いのか、このためには皆様のご意向を伺う必要がありますので、町の方から説明がありました住民意向調査というものをやらせて頂きまして、どこに、何年ぐらい、何人ぐらいの方がお住まいになれるのか、こういったタイプの復興住宅が必要なのか、こういったことを良くお伺いさせて頂いて、早く造って行きたいというふうに考えております。</p>
16	山木屋地区から浪江町の室原地区までの山々の除染をやるのか。	環境省	<p>山木屋地区から室原にかけての114号線沿いにつきまして、まず、森林については住宅地近隣の20mを先にやらせてもらいます。その後、森林について今後、林野庁などと連携いたしまして、現時点で森林の除染について、こういった除染をするか、などについて今、検討を重ねている所であります。本日の資料の「浪江町の除染の進め方」に地図を付けております。この太枠の地域については住宅地、道路、農地、近隣の森林に対して除染を行います。太枠以外の年間積算線量が50mSvを越えるような所につきましては、モデル事業、モデル除染ということでやらせて頂いて今後の除染の方法を検討します。平成24年度、25年度の間でモデル除染を実施しますので、その後高線量地域の除染の方法を検討することにしております。</p>

17	<p>現在の除染作業では、モデル事業の費用がスーパーゼネコンに流れているだけで、効果が出ておらず、無駄になるのではないかと。それよりも早く補償の方針を決めて欲しい。</p>	環境省	<p>我々は一度に、全て目標を持ってやっている訳ではございません。まず、年間20mSv以下の所について淡々と除染を進めて参ります。年間20～50mSvの所はいきり年間被ばく1mSvを目指すという訳にはいきませんので、ここは年間20mSv以下にできるように除染を進めます。年間50mSvを越える高線量の所は、効果的な手法が見つからないうちに、やみくもにやって、ゼネコンさんにどんどんお金が流れるということは、我々は決して致しません。私は常磐自動車道を担当しておりますが、常磐自動車道についてもモデル実証いたしまして、一番短期で効果的な手法を見つけまして、それを今後やっていくと、来年6月までやるという形にしております。</p> <p>一回やってみる、ということでは決してございませんので、年間50mSv以上のところはそういった形で効果的な手法を見つける、また何年になるんだとお叱りを受けるところですが、最終的・長期的には、全ての区域を年間被ばく1mSvを目指してやっていくということでございます。</p> <p>あと、環境省として来ていますから、私の立場としては環境省を代表して来ています。先日、総理も参りまして、なかなか市町村の要望も環境省に届かない、届けても東京の本省に聞かないと決済できない、回答もできないということで、遅れていることもお叱りを受けております。今、環境省では福島環境再生事務所で、事務所長の裁量で決済をどんどん行って除染を行っていくという取り組みも始めました。</p> <p>一回やって終わりということでは決してございません。また、ただゼネコンに発注してやらせて一回やって終わりということではありません。津島地区も結局、先行除染、モデル除染しても、総合的に全区間を進めて行くと、確かに除染は線量が落ちないわけです。ただし、学校、病院、そういう所をどのぐらい線量を下げられるのか、そういったことをやっても、その周りの空間線量も同時に全てやっていると線量は上がらないのですが、どうしても拠点除染ということで拠点的にやるものですからそういった影響を受けて、ご指摘の、せっかくモデル除染したのにまた上がっているじゃないか、と言われた所はそういったところに起因します。</p> <p>総じて申し上げたいのは、最終的な目標をきちんと持っており、その目標に向かって段階的に除染を進めるということで、環境省としては平成24年度、25年度でとりあえず一回やって、それで終わるということは一切考えておりません。効果的な手法で、また、せっかく拠点的に除染した所の線量が再度上がる事がないように、近隣も併せて除染を進めるということ。常磐自動車道は急ぐ、生活的な除染もお墓参りができるように除染が進んだら、お墓に通じる道を先行して除草に取り組むといった細かい配慮についても、福島の事務所長から指示を受けております。我々は東京というよりも、基本的に環境省の事務所が裁量を持ってどんどん加速していくという事で、ご理解、ご協力の程を願いたいと思います。</p>
18	<p>高速道路の無料化が、1月15日と半端な日付で延長が切られているが、以降のことは決まっていないのか。</p>	復興庁	<p>原発事故の避難者の皆様について、9月までということであったわけですが、これを1月15日まで延長ということにさせて頂いております。それ以降のことについては、ご指摘のとおり、まだ決まっていないわけでございますけれども、今の話ですと、今回の事故の関係で、従来の仕事場が変わって、仙台の方に通うようなことになってしまったのではないかと推測いたしますけれども、そうした場合は、引き続き、高速道路の無料化で対応させていただくか、あるいは、賠償というか、余分にかかった経費ということで賠償でみさせていただくのか、こういった大変なご負担になっているということも今のお話で伺ってわかりましたので、こういうケースについて、どういう風に対応したらよいかということも、これから考えさせていただきたいと思っております。</p> <p>1月以降のことについては、すみません、まだ決まっておりません。</p>

		資源エネルギー庁	避難に伴う、生活費の増加費用につきましては、1月以降の高速道路の無料化終了して、それに伴いまして、生活費が増加する分につきまして、個別の事情を伺いまして相談させて頂きたいと考えてございます。
19	精神的損害の賠償は5年分となっているが、除染が完了しない場合では5年たっても帰町出来ない。その場合でも賠償は5年分だけとなるのか。	資源エネルギー庁	5年後以降の精神的損害の件について、事故から6年を超えて、長期の避難生活を継続しなければならない場合の精神的損害につきまして、これまでお支払した精神的損害の枠外であるというご指摘も地元の方々、自治体の方から頂いております。これにつきましては、我々としても課題と認識しておりますので、それにつきましては、今後とも地元ともご相談させて頂きながら検討して参りたいと考えております。
20	現在どこまで賠償金を支払っているか、東京電力をチェックしているのか。	資源エネルギー庁	ADRの方に、今申し立てをされているかと思えます。これにつきましては、私の方からも、東電を通じてどのような形のお支払い状況になっているか、きちんとチェックをしたいと考えています。5年先について、今現在支払うべきだご指摘頂きました。我々としても、皆様の生活再建のために、賠償金をなるべく先にお支払させて頂いた方がよろしいと考えてございます。今回、ご説明させて頂きました「包括賠償」につきましては、まさにその考えにのっとったものでございまして、精神的損害、営業損害、就労不能損害、そうしたものを含めまして、包括的に、この段階で一括してお支払させて頂きたいと考えております。
21	区域の見直しの方針が国と町の間で決まっていると思う。示してほしい。	内閣府	区域見直しについて、町と協議を始めたのは比較的最近で、現在までのところ、基本的な区域見直しに関する考え方について意見交換を行っている段階でございます。具体的な区域分けにつきましては、大字小字、様々なやり方があるわけですが、現在のところ、いくつかの案、それぞれの大字小字で分けた場合、これらと比較考量した上で、どういうふうに線を引いていったらいいのかということ、まさに今、町の当局の方と調整している段階でございます。現時点でこれだと確定したものはございません。町のできるだけ早期に区域見直しを進めたいというご意向は、私共も共有しておりますし、今後しっかりと区域見直しの作業を加速するような形で進めて参りたいと思っておりますし、その過程におきましては、このような住民説明会の場で頂いた意見を踏まえながら作業を進めて参りたいと考えております。
22	区域見直し案の提示があると思っていたが、町民意見を聞いてから作成とのこと。もし本当ならこれから作成というのは怠慢である。出来ているのに賠償などとリンクさせているから出来ないのではないのか。区域見直しは復旧や除染とは切り離して進めるべきである。	内閣府	作業が遅いというお叱りも受けたと思えます。これにつきましては国と町との間で協議を続けるわけですが、ようやく作業が具体的に始まりましたところでございますので、区域の見直しは線量に応じて区域を見直していくということでございます。ただ実際に線引きをする際には地元のコミュニティに十分配慮をして作業を進めることが必要でございますので、これから国、町、それから住民の皆さん方とも十分にお話し合いをさせて頂きながら、出来るだけ急いで作業を進めさせて頂きたいと考えております。
		資源エネルギー庁	母屋、納屋につきましては、固定資産税評価を使う場合につきましては、固定資産税評価額がついている建物の単位で計算することが可能でございます。平均建築単価で使う場合につきましては、母屋、納屋のうち居住空間がある建物につきましては、その部分の床面積を含めることが可能と考えております。



23	我々農家は、母屋と作業小屋があるが、小屋も母屋と同様の耐久性をもった素材である。母屋と同じ賠償の係数を使えるか。	東京電力	納屋で2階等を改造しているケース多いと聞きますが 新築単価適用につきましては居住用途が原則となっております、居住若しくは共同住宅を対象に考えております。納屋につきましては、現状居住や共同住宅という種類になっていないと思いますので、検討中ではございますが、内容、現物、どういう形かを確認させて頂き個別にご相談させて頂く形になると思います。全く居住用ではないという切り捨てという形はとらないで、基本的には確認させて頂く形になるかと考えております。
24	除染に関し、警戒区域は国が除染するが、業者への品質基準は何mSvか。瑕疵担保は何年としているのか。除染しても何年か経つてもとに戻りかねない。	環境省	除染実施計画が最終局面を迎えており、もう少しで出来上がります。その中に則った目標ということがございますので、まず我々は年間20mSv以下につきましては淡々と除染を進めまして、当然ながら年間1mSvを目指して参ります。その他に2点目3点目につきましては、20mSvから50についても除染は進めますが、段階的にまずは年間20mSv以下を目指すという事で除染実施計画を考えております。50mSv以上の高線量につきましては、やみくもに入っても安全に効果的に減衰するような状況にならないということもございまして、まずは先行的に常磐自動車道で実施しましたように、モデル的なものをやりまして、結果を踏まえて対応していくという事で、ご質問にありましたように品質基準とか瑕疵担保、何年間ということになれば当然20mSv以下については1mSvを目指していくわけで、何年という担保はなくて、目標としたところは20以下は1mですし、それ以上は以下に持っていくというわけで、除染実施計画に盛り込まれる内容がそういう風な形でいくという憲法のようなものですから、環境省が勝手に何年間やったから終わりとか、ここについては何かいかにやったから終わりとかいうことでは一切ございません。環境省が責任を持って特別地域内の除染実施計画に添った内容で行っていくということでございます。常磐自動車道は先行して7月でモデル実施作業が終わっています。こちらにつきましては当面の通過交通ということで3か所でモデル事業をやっています。その結果を踏まえて年内12月から来年6月までそちらの目標値につきましてはモデル実証で得られた知見、線量を抽出することを条件としまして受注者に監督するという事になってございます。ただモデル実証も3か所ですから、範囲も50mとかせいぜい100mとかで、実際の常磐道は何キロもありますので、状況を見ながらモデル実証で得られた方法がつかえますがそれで終わりということではなく、当面通過交通のためにモデル実証で得られた線量までは我々が確実にやるということです。その後はまた市町村の特別地域内の除染実施計画に乗せてございますように、皆様の住まれる生活環境に近接した常磐道の盛りの糊目とか同様に1mSvを目指してやっていくということです。
25	個人法人でアパートを何軒か持っているが、アパートの耐用年数が20年で、20年すると評価が1円で帳簿に載っているのが、100倍貰っても100円になる。同じ場所の建物でも、会社が所有しているか個人が所有しているかによって評価が何倍も違うということがでてくるので、個人と同じ評価基準にできないか。駐車場も同様である。	資源エネルギー庁  東京電力	基準の中では個人事業主様の建物の場合は個人の建物と同じ算定方法で賠償させて頂くことで基準をお示しさせて頂いてます。法人の場合には「新しい賠償の考え方」P12にあるように、賠償対象の償却資産の帳簿価格×償却資産係数という形になってございます。  商売をなさっている方の賠償に関しては営業損失ということで基本的に簿価ベースでさせて頂いてます。減価償却を含めた簿価とさせて頂いておりますので、今回につきましてはこういう基準でご説明させて頂いております。そういうご意見があったことは上の方には伝えておきたいと思っております。営業損失として賠償させて頂く分と、固定資産等について簿価で対応させて頂く分については別の算出になっておりますので、よろしければ二本松の窓口で細かい内容をお伺いさせて頂きたいと思っております。

26	精神的慰謝料の具体的金額を新聞に出さないで欲しい。避難先で差別されてしまう。		要望のため回答なし
27	家は、木造もモルタルもコンクリートも、1年半閉め切っていたらぐちゃぐちゃである。全部全損にして欲しい。	資源エネルギー庁	1年半以上経って損壊がひどい場合ですが、財物賠償として全損賠償は全てお支払ということでございますが、仮に居住制限区域、避難指示解除準備区域になって一部賠償という事になって、修復費用の実費が賠償額を上回る場合につきましては、事故前の財物価値を上限といたしまして、そこまで修復費用は賠償させて頂くという考え方になっております。
28	泥棒に入られたり、牛や犬が入って滅茶苦茶になった分の補償はどうなっているのか。	資源エネルギー庁	家財の賠償ということで「新しい賠償基準について」のP11ですが、家財等が損壊した場合の賠償額を家族の構成に応じて賠償させて頂く形になっております。賠償の原則論を申しますと、泥棒に盗まれた分について東京電力が賠償するというのは難しい問題ではございますが、今回家財の賠償につきましては、皆様の中の家財道具がどれくらいあるか、泥棒に盗まれているかいないかに関わらず、家族構成に基づいて賠償させて頂くという考え方になっておりますので、この中である程度お支払ができるのではないかと考えております。元々持っている家財が賠償基準に合わないという事であれば、個別評価の上で賠償のお支払をさせて頂くことは可能でございます。
29	財物と家の補償を合わせても、同じ家を建てるのには足りない。他の場所でも、同じように1軒建てる分のお金を出して頂きたい。人数や放射線量ではなくて、それくらいの補償を出して頂けるのか。	資源エネルギー庁	基本的には事故前の価値を賠償させて頂くというのが財物賠償としては原則になってしまいます。従いまして今回浪江町でお持ちであったご自宅、それから土地の広さと同じものを例えば福島市や二本松市で建てて欲しいと言った場合どうしても金額的には少なくなるという形になってしまうということでございます。我々としては皆様の生活を賠償で支援していくという観点から、財物賠償としては限界がございますが、今回の賠償基準の中でも特別な努力、あるいは精神的損害の一括払いの中で、ある程度生活再建に必要な資金につきましては検討させて頂きたいと考えてございますので、皆様の今後の生活再建の状況を踏まえまして、今後必要な検討につきましては我々としては今後とも対応していきたいと考えております。
30	精神的苦痛に対する賠償で家を建てろというのはおかしい。皆家を建てたい。年数をかけるのではなく、一括で一律3000万円、4000万円を出して頂きたい。	資源エネルギー庁	財物賠償の中で限界があるとは考えております。これで十分だとは考えておりません。今後とも皆様の生活再建の状況、あるいは個別の事情等を踏まえましてどのような形ができるかは引き続き検討して参ります。またこういった賠償だけではなく、皆様の再建に必要な支援策につきましては、国全体として考えていきたいと思っております。
31	実際の修復費用が賠償額を超える場合の相談にはいつ応じるのか。	東京電力	現時点でいつとは決まっておりません。これまでは修復して頂いて領収書等をもって修復費用をお支払するという地域もございましたが、浪江町のエリアではまだ決まってないという回答になってしまいます。申し訳ございません。

32	農家だが、去年の営業損失が課税所得となる。今までの例では減免措置で課税所得から外される形になっていたかと思うが、今回なぜそれに該当しないのか。5年分まとめて賠償をもらうとかなりの税額となる。	資源エネルギー庁	国税庁の方針といたしまして、皆様が本来収入を得ていたものに関する賠償金につきましては課税対象になると伺っています。賠償が入るか入らないかに関わらず本来収入を得ていたものに関しては課税がかかっていたということで、それに見合う賠償金につきましては課税にならざるをえないというのが国税庁の見解だと聞いております。ただし財物賠償や精神的損害でかなりの金額がお手元に入りますがそれらに関しては所得税上は非課税となりますので、課税になることはないと考えております。今回包括賠償ということで営業損害、就労不能損害につきましても複数年分を一時期にお支払させて頂くこととなります。本来所得税法でいいますと、一括して貰った場合には一時に大量の資金を収入としてしまいますと、それに応じた累進課税がかかってしまいますが、国税庁とも話をさせていただきまして、一時期にお支払させて頂いた場合にも分割でお支払いした場合と同様の税率以上のものは掛からないような形に調整を進めているところでございます。正式には国税局等から発表があるかと思っております。農業所得が免税になるということは、私の方では認識はしてございません。
33	雨漏りなどで家の中も汚染されている。家の中の除染は個人か実施するのか。倒壊している建物の撤去は個人が実施するのか。	環境省	環境省では屋外の除染につきましては実施しますが、室内の除染につきましては現時点では対応していない状況でございます。室内の除染につきましては、賠償の方で対応していただけないかと思っております。地震等で倒壊している建物の撤去についての費用は、現時点ですぐに撤去することはできませんが、環境省の方で瓦礫撤去、倒壊建物の撤去を行うようにいたします。
34	家屋の中は除染対象外となると、個人が実施しているのか。汚染されたものはどこに持っていくのか。	環境省	室内の汚染された家財とかをご自分で処理してくださいということではなく、地震の損壊建物と同じく、不要となった家財・建物はしっかり残っていても中は汚染されて住めないような状況についても、外だけ除染して中はしないということではなく、建物を撤去した方が早いとか、個別に考えております。
35	床や畳が住める状況でなくなっている。本来であれば建物を解体して撤去して頂きたいくらいである。	資源エネルギー庁	建物の中の畳とか地震の影響であれ長期間放置されたことによる汚染につきましては当然原子力災害の賠償の対象と考えてございますので、室内の畳の交換、清掃等につきましては財物対象の修復の中で賠償の対象としてお出しできると考えております。一部賠償の場合でございまして実費が実際に賠償額を越えた場合につきましては、財物価値の全損賠償額を上限としましてそこまでは賠償させて頂けるという形になっております。
		東京電力	お支払の時期は決まっておりませんが、清掃費用等は財物の内容だと考えております。
36	家財賠償の定額表を見ると家族構成によって決められているが、1才の子供と60才では持っている財物がだいぶ違う。人数に限らず家庭によって財物は大きく違う。個別評価で賠償も選択可能となっているが、自己申告か、それとも写真を撮ってきて請求するのか。	資源エネルギー庁	「新しい賠償基準について」のP23の表に記載させて頂いておりますように、子供と大人の場合で持っている財物が違うというのはご指摘の通りでございますので、大人1人が増えた場合、子供が1人が増えた場合とそれぞれに応じた一律の賠償額の方をそれぞれ加算させて頂くような形での賠償を考えております。個別の請求が可能ということでご説明させて頂きましたが、個別請求の方法については東京電力とも調整をさせて頂いているところでございますので、皆様の負担ができるだけ大きくならないやり方を東京電力とも調整した上で改めてお知らせしたいと考えてございます。

37	再編の区域編成案が示されないのは残念。浪江町は5年帰らないと言っているが、国は再編によって賠償額を差別しようとしている。2年か5年かわからないと見通しが立たず、家も建てられない。浪江町の方針を尊重して頂き、全員5年間の賠償としてほしい。	内閣府	解除の見込時期でございますが、これは解除の時期と同様に今後の線量の低下具合、それからインフラ復旧の見込み具合を個別に積み上げて定めて参りたいと思っております。本件につきましては町の方で復興計画を出されていることを我々も充分承知しております。国と町との間でしっかりと話し合いをさせて頂いて決めていくことを考えております。
38	倉など登記していない建物がある。登記が必要になるのか、自己申告でそのまま賠償対象となるのか。	資源エネルギー庁	登記がされていない建物・財物の賠償につきましては、今現在登記をしていない場合の扱いにつきまして東京電力とも検討させて頂いているところでございますので、財物賠償の受付を開始させて頂く際には、併せて登記をしていない場合の財物賠償の扱いにつきましてもご案内をさせて頂きたいと考えてございます。
39	農業機器も使わないということは損失で、使わないでいると錆びる。農業を止めるとなると賠償はどうなるのか。	資源エネルギー庁	農機具は「新しい賠償基準について」のP24にございますように、農業に基づく焼却資産、棚卸資産という形で当然賠償の対象になると考えております。どのような形で賠償をさせて頂くかということにつきましては、別途調整の上で案内をさせて頂きたいと考えております。

40	<p>町は国に不信感を抱いているという話があったが、本日国と同席しているのは省庁を信頼できると思っ ての同席か。その根拠をお聞かせ頂きたい。</p>	馬場町長	<p>今日は、県の原子力災害対策副本部町が見えています。東京電力の方も見えています。これは、皆さんの意見を、やっぱり聞いていただかないと、だから先ほど信頼関係があるのですかという話、私は信頼関係を築いているのです。築いてきているのだが、駄目なのです。皆さんの意見、私は十分に反映して国あるいは東電、福島県に行っているのですが理解して頂けないのです。</p> <p>今の質問でも皆さんなるほどな、という話で分かったと思うのです。ただ分かるのだけど、出せないのですね、結論を。ですから私共は今、皆さんから出している意見、これを反映して頂けるように、これから、どんどん協議を進めていきたい。そして、信頼関係を作っていくのだが、どうも逃げてしまうんですね。逆になってしまう。ですから、今日のようなお話は、非常に有意義なお話です。私共は、これからそういう個別の問題もごさいます。そういうものをどんどん詰めていきたい。</p> <p>区域の見直しについてもそうです、私共は生活しろっていても生活出来ないのです、水の問題があるでしょ、下水道の問題もあるでしょ、それから皆さん医療機関に通っているのです。あの3月11日を思い出して下さい。防災無線で、原発で事故が起きているから避難してくださいと町として流しました。これは国からぜんぜん連絡がなかったのです。これは、テレビの情報なのです。それで、これは大変だとなって、皆避難した。そのとき、薬を持ってきた人は、いないのです。私は糖尿病ですが、糖尿病の薬はないのです。だって11日の夜中、津波対策で徹夜して役場に泊まった。そのまま、朝の5時44分にNHKの首相官邸からの10km圏外に避難して下さいと指示が来た。町民の命が大変だという事で、10km圏外に避難させようと防災無線を流させました。だから、皆さん薬を持ってないのですよ。だからあの時、津島診療所あれだけのキャパシティしかないのですから、診療所に薬が無いのですよ。だから、あわてて関根先生が薬を用意して、ところが皆さんが何を飲んでるか分からない、どういう薬を飲んでいるか、だからもうテンヤワンヤだった、あれを思い出してほしい。そういう状況なのです今も。だから、線量が低いから戻れ、戻ったとしても生活できないのです。生活出来ないのだから、やっぱり医療機関、福祉サービス機関、皆さんそうでしょう、ショートステイに行っている方だっているでしょう。そういう状況になっているのです、肉体的、精神的、ストレスが溜まってですね。要医療介護の認定が普通の年の2倍なのです。そして、関連死がなんと200人です。平常時で、自然死の方もおりますけど、普通の状態で250人ですよ、それが関連死で200人です。こんな事信じられないですよ。だから、そういう状況で医療機関なり福祉サービス機関なり、お医者さんに戻って頂いて、そして看護師さんが戻って、生活していくのに逆算していけば、2年や3年帰れないのです。</p> <p>確かに、避難準備解除区域、居住制限区域は自由に出入りできます。ただし、先ほどからの説明のとおり、宿泊はできないのです、避難所から通ってくださいということなのです。だから、それはいいでしょう、ただし、生活は出来ないのです。ですから、我々は、一つ一つ国と詰めてます。詰めていますけど、国の方は、どんどん逃げていっています。だからもっと引き寄せないと、駄目なのです。</p>
----	--	------	---

			<p>《続き》</p> <p>今日のような話の中で、賠償の問題、昨日も郡山でやりました。賠償の問題、これは私共の生活再建のに非常に重要な、部門です。だから、我々の気持ちを伝えていかないと駄目です。精神的損害、今日の午前中にでました。私は最初から言っているのです。原子力損害賠償審査会、あれがおかしな結論を8月に出した。出したのは、交通事故の自賠償保険、出したのです。午前中の町民の方から出たのですが、単純計算すると12万6千円を、ケチって2万6千円削ってしまった、そして10万円にした。今の皆さんの放射線の経験、今現在苦しんでいる。ストレスが毎日毎日溜まっていく。交通事故の自賠償で、けがした場合は日が経てば治るのです自分の治癒力で、所がこれは治らないのです。だから私は、今日も副本部長がいますので話したいと思えますけど、原子力損害賠償紛争審査会を開けというのです、開かない、あれ開いたの何時だと思えますか、今年の1月20日過ぎです。それとんでもない話、被災地の首長、東京に集まってくれと、東京に呼ばれて行って見て、第21回目でした、私が呼ばれたのは。東京で時間がどれ位かかるのかと言ったら5分だと、バカにするな、5分のために東京に行ってもらえるか、あなた達が来るのが当たり前じゃないかということで、郡山で開かせたのです。そしたら、話は聞くだけ、我々8町の首長は時間が無いものだから3時間かけたのです。時間が無いのだから同じ質問はしないように、同じ要望はしないように、みんな、それぞれ発表した。その時に私は、精神的損害、こんな10万円とんでもない話だ、生活費まで含めて、生活費まで入っているのですよ。だから、わたしは今、この精神的損害の10万円の中に、我々SPEEDIの不作為行為がありましたね、それに対する慰謝料はどうなんだって、2万1千人の中の少なくとも、低線量だって被ばくですから、人の体はみんな一人ひとり違いますから、どういう影響が出てくるか分からないのですよ、だからそれに対する慰謝料はどうなんだって、そういうのを増加分として、認めていかないと駄目なんだと思うのです。ですから、私は、原子力損害賠償紛争審査会、本来ならば、我々の原発の被災地の場所に来て、そして審査会をしなくては駄目なのです。あれは、言っておきますけど、文部科学省なのです。文部科学省、あれは原子力損害賠償紛争審査会でしょ、SPEEDIの不作為行為も文部科学省なのです、とんでもない役所です。だから、どんどん言っていけないと、発信力を強めていかないと駄目なんです皆さん。そういうことで、今の信頼関係、一步一步築いていくんだが、みんな逃げていく、そういう状況です。ですから、私は、今日のご意見賜ったものを、やっぱり反映して頂くように、これからも協議を続けて参りたいと、このように考えております。</p>
41	線量図の山側では11月のモニタリング結果で、海側では2月のモニタリング結果を用いているのはなぜか。	内閣府	<p>線量地図についてのご指摘頂きましたので、お答え申し上げます。私共、区域の見直しの資料の最後のページについております線量の分布地図につきましても航空機モニタリングを行った時期が、2月のものと11月のものと2つございます。そして、山側の方の線量図なのですけれども、11月のモニタリング調査結果になっております。なぜ2月のものに合せなかったかといいますと、2月のモニタリング結果は、積雪の影響を強く受けておまして、特に山側の方は、そのままでは、用いるのが適切ではない部分もあったものですから、山側については、11月のものを掲載をさせて頂きました。</p>
42	区域再編に向けた測定結果は、町に渡っており区域再編に活用されているのか。	内閣府	<p>現在、私共と町の間では、航空機モニタリングは定期的に行っております。いつの時点のモニタリング結果を使うかということも含めて話し合いをさせて頂いております。また、進捗がありましたら、説明申し上げたいと思えます。</p>

43	家屋調査、モニタリング調査の入札について聞きたい。	環境省	<p>事前調査業務についてはご説明申し上げます。こちらの業務につきましては、放射線のモニタリング調査、それから建物の損壊状況の調査、これらが概要となっております、その結果に基づきまして同意書の案というのを作成いたします。それらの3点セットが、先ほどご指摘のありました18億円の予算で行っている業務になります。</p> <p>この3点の業務につきましては、浪江町の面積ですとか建物の数、そういったものを概算で拾いまして、そういったものでこの業務を発注した場合、いったいいくら予算が必要になるのかということで、18億円の予算を確保したところであります。</p> <p>ということで、ご指摘のあったように、18億円あるからこの額で好きなように調査して下さいというふうにしたものではなく、事前に予定価格というものを算出しまして、こういった価格なものです。</p> <p>また、先行的に除染を実施している区域として、国道6号線から西側、常磐線から東側の区域につきましては、調査が終了しております。そちらについても、同意書の案が出来上がっております。同意書の案というもののサンプルを今回つけておけば良かったのですが、同意書の案とは、どういったものかといいますと、先ず皆様の敷地、建物といったものを全部調査しまして、例えば宅地であれば屋根を高圧洗浄するとか、壁を高圧洗浄するとか、そういったこと細かに除染方法を明示したものが、同意書の案です。それに、添付する資料としまして、皆さんの宅地の、例えば、敷地周りの放射線の線量、表面汚染密度とかが、入ったものが、線量の結果というものを添付資料としてつけております。今後、同意書の案を、皆様にご説明しまして、同意を取得するような形となっております。</p> <p>測定の結果につきましては、一軒一軒膨大な数のデータが上がって来ております。そのデータについて、町に提供しているかということなのですが、一軒一軒出てきています線量の結果については、まだ環境省の方で保管しております。大まかな線量マップ、先行的に実施しました地域につきましては、町の方にも提供しております。</p> <p>それから、先ほど環境省で用意しております浪江町の除染の進め方で、11月のモニタリングの結果の地図がついていたことにつきましては、ご指摘の通り、50の線引きのラインが非常にアバウトすぎて分かりにくい、一番重要なところと言われておりますが、こちらについても、一枚の絵に入れようとしたものですから、2月のものを使いますと、先ほども説明があった通り、山側の方が積雪の影響で、1枚の絵にすると入らないものですから、11月の地図を使わせてもらいました。今後、除染計画を公表する機会には、こういった地図につきましても、もう少しわかりやすい地図を使うように、そういったことも考えていきたいと思っております。この地図につきましては、非常に誤解を招くような地図をつけてしまいまして大変申し訳ありませんでした。</p> <p>同意書につきましては、企画提案の関係で業者が決まったのが5月の中ごろで今回の業務を契約したのが5月31日の契約となっております。それから調査に先立ちまして、敷地の中に立ち入る場合、こちらの今回の資料でもお示したように、郵送によって先ず住民の皆さんにお知らせをしまして、特に私の家には入らないでくださいと、そういった方が居なければ了解が得られたものとして、入らして頂きました。そういった関係で、当初の企画提案の段階では、6月15日までに第一告ということで、報告書の期限を設けていたんですが、そういった色々な事情がありまして、当初の6月15日から8月末に変更して契約をしております。</p>
----	---------------------------	-----	---

44	<p>国や東電の上の方も、家族で仮設住宅に住んで我々の気持ちをわかってほしい。孫の1人は内部被ばくが出たが、何の影響もないと言われた。別の孫は内部被ばくと甲状腺と両方出た。今後どうすればいいか親はわからないでいる。</p>	内閣府	<p>仮設の中で大変不自由な思いをされて、大変な苦痛を感じておられるのは、胸に痛い気持ちで一杯であります。私自身は数か月前から単身赴任という状況になっておりますけど、国として出来る最大限みなさまの声を聴きながら精一杯の事をやるしかないと思っております。特に原発事故の発生以来行ってきた対応、国に対する信用が地に堕ちていることも身に染みて感じております。信用が失墜していることを戻して、一日も早くこの地域を元の地域に少しでも近づけるのは、国の責任といえますか、義務であり、これが長い戦いだと思っております。そういう意味では今のお話も重く受け止めて、誠心誠意今後とも取り組んで参りたいと思っております。すべての仮設ではありませんが、復興庁の大臣、政務官の方も、本当に皆さん仮設の方で辛い思いをしておりますので、そういったところ出来る限り足を運ばせて頂いて、一緒にお話しさせて頂きたい。</p> <p>仮設住宅で本当につらい思いをされていて我々仮設に入っていない者には分からないだろうと思います、理解できていないんだろうと思います。そういった意味でいつまでも仮設という事でなくて、復興住宅を出来るだけ早くお作りして、避難の生活が長くなる見通しであれば、それに応じた復興住宅というものをきちんとお作りして、お応えしていきたいと思っております。先ほどからインフラの復旧の話も出ています、町長の方から医療機関の再開の話も出ております、そういった町と一緒に国県も出来るだけ早くお帰り出来る状況を整えなければならないと思っておりますし、それも時間がかかるということですし、その間の生活環境の方でも賠償だけじゃなくて、復興住宅ですとか色々な形で、今日実施にこうしてお話をしているわけで、そういったところに皆さんの苦しみとか、それが出てきているのか一個一個お聞きして、どうすれば良い状況に持っていけるのかよく考えてみたいと思っております。</p>
45	東京電力は本社を被災地に移転してはどうか。	東京電力	<p>すいません。本社の移転とか売却については、私の方からお答えできません。</p>
46	原発はいつ収束するのか	復興庁	<p>特定施設を指定して、これからの収束作業がどんなリスクがあるのか、それを抑えるのにどうしたらいいのか、これを一個一個積み上げでやっていくほかない、ということなのです。</p>
47	復興住宅は、集合住宅なのか	復興庁	<p>全員集合住宅と決まったわけではなくて、一戸建てというご要望もありますので、これからアンケート調査とか取らせて頂きたい。全員一戸建てに入れるというふうなわけにもいきませんので、そここのところは良く町や県ともご相談させて頂きたいと思っております。</p> <p>今日お話し承ったことは、その日のうちに伝えまして、こういった厳しいご意見ありますので、早く復興住宅の取組みを進めるべきであると伝えていくのが私の役割りでございます。また、出来るだけ早く進めさせて頂くという事しかお答えできません。出来るだけ早くやらせて頂きます。よろしくお願ひします。</p>
48	偉い人に今日の話を変えた後、どのように進むのか	復興庁	<p>出来るだけ早く進めさせて頂くという事しかお答えできません。出来るだけ早くやらせて頂きます。よろしくお願ひします。</p>



49	除染は1回実施して報告して終わりか。また町に報告をして、町は状況を把握しているのか。	環境省	<p>環境省の資料にあります4頁に、この除染の進め方はちょっと端折っておりまして大変申し訳ありません。</p> <p>先ず除染作業を行ったその結果については、一回で終わりということでは決してございませんで、先ずどういった状況であったかということ、ご報告いたしますし、その結果を報告して終わりということでは、決してありません。目標とするところまで除染を実施いたしますので、ちょっと資料の方が乱暴な作りになっておりまして、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>除染の結果につきましては、本格除染の方が、まだ本格的に作業が進んでおりませんので、結果報告しておりませんが、既にやっていますモデル除染あるいは先行除染等については、町の方に結果をお知らせしております。</p>
50	モデル除染の放射線量は随時測っているのか	環境省	<p>モデル除染をしたところにつきましては、仮置き場の方は週に一回のモニタリングをしております。仮置き場の安全性をきちっと見るということで、毎週一回必ず線量は計るようになっております。町の方にも報告してまして、浪江町の広報誌にもモデル事業の仮置き場の線量ということで掲載もさせて頂いております。</p>
51	仮置き場の土のう袋の耐用年数は1年半だが、作り直すのか。	環境省	<p>大型土嚢につきましては幾つかパターンがありまして、安い耐久性が無い物ですと1年程度の対応年数となっておりますが、今、モデル事業で実施しております黒色のプレコンにつきましては、3年程度の対応年数があるものを使用しております。</p> <p>3年後に、中間貯蔵に搬出する際に、その損傷状況だとかそういったものをきちっと見まして、3年経つ間にも先ほど言いました通り状況は随時チェックしておりますので、そういった補修が必要だとか、入れ替えが必要だとか、そういった際にはその都度、実施するようにします。</p> <p>今のところ、補修したとかそういったことはございません。今後そういった補修をしたり、仮置き場の大型土嚢の数が増えたりだとか、そういったことは状況状況に応じまして、町の方には、きちんと報告するようにいたします。</p>
52	復興庁にお願いしたいが、仕事で高速道路を使っているが、1月に無償期間が打ち切りになる。我々は何年も避難生活を余儀なくされるのだから、短期でなく5年間など長期的なものを示して頂きたい。		<p>高速道路の無料化につきましては、NEXCO東日本の方で対応頂いているところでありまして、実は財源が用意されていないなか、この4月から9月、9月から1月というふうに、ご指摘のように小出しで延長を続けているのが実態であります。</p> <p>他方皆さんが原発事故で、追加的にといいますかこれまでかかっていなかった高速の費用というのが色々と避難されている先からあちこち動かれたり移動されたりという事がかかっているのも事実でありまして、これは賠償でも避難費としてみる形になっております。これからじゃあ、高速にかかる移動費を無料化で行くのか、賠償でもっと出しやすくといいますか利用しやすい形にするのか、これからの検討課題だと思っております。もうこれからも、すでに2回3回の延長を小出しにやっているわけなのですが、今後どうしていくのかという点につきましては、復興庁の方で国土交通省と良く話をいたしまして、皆さんのただでさえご不便で苦勞する中で、何か支えになるようなことが出来ないかということで、私の方から提案していきたく思うのですが、ただそれが本当に実現できるのかということとはわかりません。5年間とか非常に難しい話だと思いますけど、こういう話があったということは受け賜って、しっかり何か出来きないのかということとは提案していきたくというふうに考えております。</p>